

第14条 (協議)

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

第15条 (契約の有効期間)

本契約の有効期間は締結日から 令和 年 月 日までとする。

表1 (第2条関係) (第9条関係)

種 類	予定数量	単 価	備 考
排出事業場	(排出事業者同じ・下記のとおり) 住所 〒 実際に廃棄物が発生する場所 (必要があれば記載) 名称 TEL		
	搬入時に記載します		

収入印紙
1万円以上
200円

産業廃棄物処理委託契約書

〔処分用〕

令和 年 月 日

排出事業者 (甲)

住 所 〒

名 称

代表者

TEL

Ⓜ (以下「甲」という。)

処分業者 (乙)

住 所 〒903-0103 沖縄県西原町字小那覇 1061 番 1

名称 沖縄県産業廃棄物処理協同組合

代表者 代表理事 大城 康

TEL 098-946-7019

Ⓜ (以下「乙」という。)

甲と乙は、甲の事業場から排出される産業廃棄物又は特別産業廃棄物 (以下「廃棄物」という。) の処分に関して以下のとおり基本契約を締結する。本契約の成立を証するために甲乙各々記名押印の上本書1部を作成し、甲は本書を乙はその写しを保管する。

第1条 (法令の遵守)

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条 (委託内容)

1 (乙の事業範囲)

乙の事業範囲はつぎのとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎ 処分に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市: 沖縄県
許可の有効期限: 令和9年4月13日
事業区分: 中間処理
産業廃棄物の種類: 許可証写しのとおり
許可の条件: 許可証写しのとおり
許可番号: 第04724009538号

〔特管〕

許可都道府県・政令市: 沖縄県
許可の有効期限: 令和5年9月30日
事業区分: 中間処理
産業廃棄物の種類: 許可証写しのとおり
許可の条件: 許可証写しのとおり
許可番号: 第04774009538号

2 (産業廃棄物の排出事業場、種類、数量及び金額)

甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の排出事業場、種類、予定数量及び金額は、表1のとおりとする。

3 (処分の場所、方法及び処理能力)

乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称: 沖縄県産業廃棄物処理協同組合

所在地: 沖縄県中頭郡西原町字小那覇内仲伊保原1061番1、1061番2、1061番3

処分方法: 焼却

施設の処理能力: 16.8t/日 (24時間)

4 (最終処分場所、方法及び処理能力)

許可番号	事業場の名称	所在地	処分方法	処理能力
第04731212365号	沖縄県環境整備センター株式会社	沖縄県名護市字安和2027番2、他40筆	管理型埋立	88,008 m ³
第04742029353号	株式会社久和建創	沖縄県うるま市与那城陵辺338番地1	固化	121.5 t/日
第04533122537号	株式会社イー・アール・シー高城	宮崎県都城市高城町四家字大開776番5 外54筆	管理型埋立	1,020,000 m ³

5 (搬入業者)

甲から排出される産業廃棄物の乙の事業場への搬入は、次の収集運搬業者が行う

名称： 自社搬入
所在地：
許可都道府県・政令市：
許可の有効期限：
事業の範囲：
許可番号：

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

- 1 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)」を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。
 - ア 産業廃棄物の発生工程
 - イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
 - ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
 - エ 混合等により生ずる支障
 - オ 日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
 - カ 石綿含有産業廃棄物、特定産業廃棄物、水銀使用製品廃棄物又は水銀含有ばいじんなどが含まれる場合は、その事項
 - キ その他取扱いの注意事項
- 2 甲は、委託契約の有効期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。
なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は、通知する変動幅の範囲について、あらかじめ乙と協議の上、定めることとする。
- 3 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)」の「容器貼付用ラベル」参照)。
- 4 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項を正確にもれなく記載し、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は、委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取るものとする。

第4条 (甲乙の責任範囲)

- 1 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
- 2 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
- 3 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。)に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
- 4 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。)に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第5条 (再委託の禁止)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条 (義務の譲渡等)

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条 (委託業務終了報告)

乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、マニフェストD票、又は電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

第8条 (業務の一時停止)

- 1 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときは、業務を一時停止し、直ちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託を行わないこととする。
- 2 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上で、適切な措置を講ずるものとする。

第9条 (報酬・消費税・支払い)

- 1 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に関する報酬は第2条に定める金額に基づき、算出する。
- 2 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
- 3 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により不相当となったときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。

第10条 (内容の変更)

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価(税抜)又は契約の有効期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

第11条 (機密保持)

甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第12条 (契約の解除)

- 1 甲及び乙は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互に本契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力(暴力団等)である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、本契約を解除することができる。
- 3 甲又は乙から契約を解除した場合において、本契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。
 - (1) 乙の義務違反により甲が解除した場合
 - イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
 - ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が乙にないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
 - ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行わしめるものとし、乙に対して、甲が負担した費用の償還を請求することができる。
 - (2) 甲の義務違反により乙が解除した場合
 - イ 乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第13条 (反社会的勢力排除)

- 1 甲または乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、催告等の手続きを要せず直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 自らまたは第三者を利用して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞、業務妨害行為などの行為をしたとき。
 - (2) 自らまたはその役員もしくは従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」という)であることが判明したとき。
 - (3) 自らまたはその役員もしくは従業員が、暴力団等でないことに関する相手方の調査に協力せず、または相手方に求められた資料等を提出しないとき。
- 2 甲および乙は、相手方に重大な過失または背信行為があり、催告後も是正されないときは、本契約を解除することができる。
- 3 第1項および第2項のほか、相手方またはその役員もしくは従業員が暴力団等であることを理由として詐欺・錯誤等に基づき本契約を終了したことにより、相手方に損害が生じたとしても、相手方に対し、これによる一切の損害賠償責任を負わないものとする。
- 4 前各項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除した場合であっても、乙はこの契約に基づき甲から引渡しを受けた産業廃棄物の処理を完了する義務を有する。